沖縄振興特別措置法第十七条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令

沖縄振興特別措置法第十七条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十四年総務省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

第一条の見出し中「第十七条」を「第九条」に改め、同条第一項中「第十七条」を「第九条」に、「第六条第七項」を「第六条第五項」に、「観光振興計画の同意の日」を「観光地形成促進計画の提出の日」に、「同意日」を「提出日」に、「平成二十四年」を「平成二十九年」に改め、同条第二項第一号中「性風俗特殊営業」を「性風俗関連特殊営業」に改め、同項第二号ハ中「、運動室（主として重量挙げ及びボディービル用具を用いて健康管理及び体力向上を目的とした運動の用に供するものをいう。）」を削り、「限る。」の下に「以下この号において同じ。」を、「トレーニングルーム」の下に「（室内において体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同号ハに次のように加える。

(4)　国際健康管理・増進施設（病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設（宿泊の用に供する施設を備えたものを除き、通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域限定通訳案内士又は沖縄特例通訳案内士その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であって、外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されているものに限る。）で、浴場又はプール、有酸素運動施設（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う施設をいう。）又はトレーニングルーム及び健康相談室を備えたものをいう。）

第一条第二項第二号ホ中「第十六条第一項」を「第八条第一項」に、「内閣総理大臣」を「沖縄県知事」に、「第七条第一項第一号」を「第七条第一号」に改める。

第二条中「第二十八条第七項」を「第二十八条第一項」に、「情報通信産業振興計画の同意の日」を「情報通信産業振興地域の指定の日」に、「同意日」を「指定日」に、「平成二十四年」を「平成二十九年」に改める。

第三条中「法第三十五条第一項」を「法第三十五条第四項」に、「産業高度化地域の指定の日」を「産業高度化・事業革新促進計画の提出の日」に、「指定日」を「提出日」に、「平成二十四年」を「平成二十九年」に改め、「（法第三条第十号に規定する産業高度化事業（以下「産業高度化事業」という。）の用に供するものを除く。）」を削り、「であって、取得価額の合計額が千万円を超えるもの（この下に「機械及び装置並びに器具及び備品については、取得価額の合計額が五百万円を超えるもの。」を加え、「又は産業高度化事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が千万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）」を削り、「特別償却設備等設置者」を「特別償却設備設置者」に改め、「又は当該対象設備」を削る。

第四条中「第四十一条第一項」を「第四十二条第一項」に、「による自由貿易地域」を「による国際物流拠点産業集積地域」に改め、「又は法第四十二条第一項の規定による特別自由貿易地域の指定の日」を削り、「平成二十四年」を「平成二十九年」に、「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。

第五条を削る。

第六条中「平成二十四年」を「平成二十九年」に、「第三条第十二号」を「第三条第十四号」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「平成二十四年」を「平成二十九年」に改め、「償却資産並びに」を削り、同条を第六条とする。

第八条中「第六条第一号」を「第五条第一号」に、「並びに情報通信産業用、情報通信技術利用事業用、製造業等用、産業高度化事業用、金融業務用及び」を「、第3条第1号及び第4条第1号の特別償却設備並びに情報通信産業用、情報通信技術利用事業用、金融業務用及び」に改め、同条を第七条とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる改正法による改正前の沖縄振興特別措置法（以下「旧法」という。）第十七条、第三十二条、第三十七条、第四十九条及び第五十三条の規定に基づくこの省令による改正前の沖縄振興特別措置法第十七条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条から第五条までの規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

3　改正法附則第三条第二項の規定により改正法による改正後の沖縄振興特別措置法（以下「新法」という。）第二十八条第一項の規定により指定された情報通信産業振興地域とみなされる地域は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの省令による改正後の沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（以下「新省令」という。）第二条に規定する情報通信産業振興地域とみなして、改正法の施行の日から当該施行の日以後六月を経過する日（その日までに、新法第二十八条第一項の規定による指定があった場合には、その指定があった日の前日）までの間は、新省令第二条の規定を適用する。この場合において、同省令第二条第一号の規定中「法第二十八条第一項の規定による情報通信産業振興地域の指定の日（以下この条において「指定日」という。）から平成二十九年三月三十一日までの間に」とあるのは「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から当該施行日以後六月を経過する日（その日までに、改正法による改正後の沖縄振興特別措置法第二十八条第一項の規定による指定があった場合には、その指定があった日の前日）までの間に」と、同条第二号及び第三号の規定中「指定日」とあるのは「施行日」とする。

4　改正法附則第三条第四項の規定により新法第四十二条第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域とみなされる地域は、施行日において新省令第四条に規定する国際物流拠点産業集積地域とみなして、同省令第四条の規定を適用する。この場合において、同省令第四条の規定中「法第四十二条第一項の規定による国際物流拠点産業集積地域の指定の日（以下この条において「指定日」という。）」とあるのは「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）」と、同条第二号及び第三号の規定中「指定日」とあるのは「施行日」とする。

5　新省令第五条及び第六条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

○総務省財務省令第二号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、平成二十四年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

総務大臣　川端　達夫

財務大臣　安住　淳

平成二十四年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令

地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額は、公庫債権金利変動準備金三千五百億円とする。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。